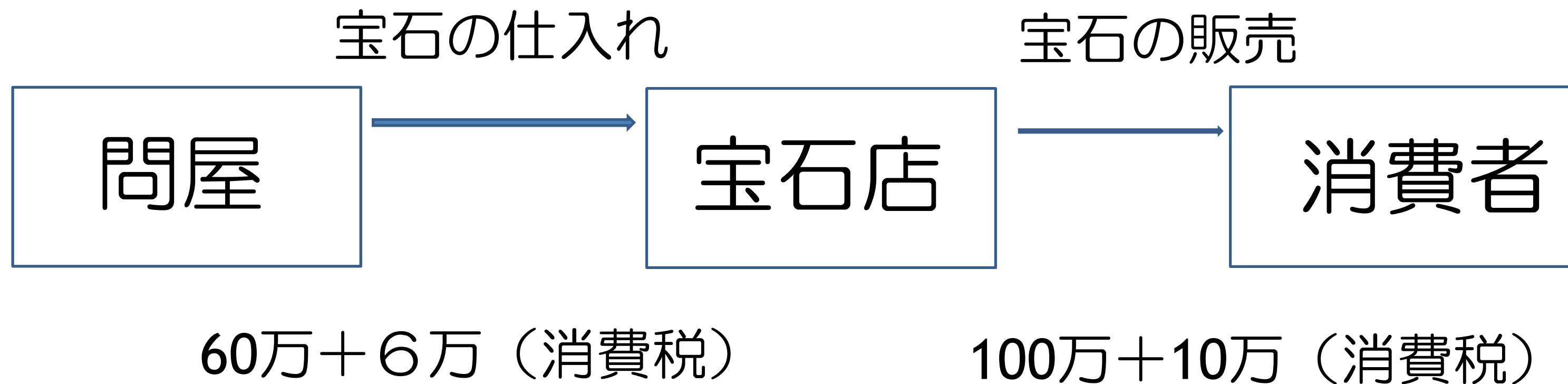


消費税インボイス制度

門田睦美税理士・社労士事務所

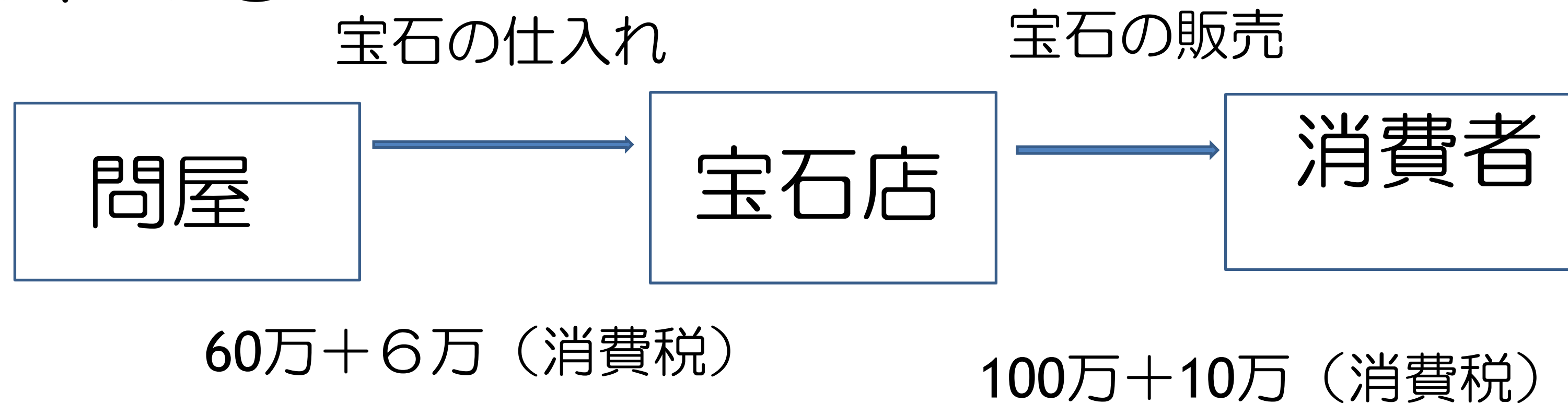
1. なぜインボイスが必要？

1. 消費税の基本的なしくみ



1. なぜインボイスが必要？

2. インボイスにより6万の存在が証明される。問屋が6万の消費税を支払っていることがわかる



2.インボイス制度による変更点

インボイスには、税率ごとの消費税額と登録番号を記載することが義務づけられている。

ただし飲食代や小売業、タクシートのレシート（簡易インボイス）については、税率か消費税額のどちらかの記載でOK
請求書受領者名前の省略可

3.いつから導入？

令和5年10月1日から

令和元年10月1日～令和5年9月30日

区分記載請求書等保存方式

請求書の記載の変更点

取引金額について税率ごとの合計額の記載
が必要

請求書受領者の氏名、登録番号

4.登録番号

登録番号は、申請書により申請し税務署より通知がある。

法人の場合

T+法人番号

個人その他

T+任意の数字13桁

10月1日以前にも記載可能、閲覧可能

5.適格請求書発行事業者の義務

インボイスの交付義務

修正があった場合には再交付義務

委託販売の特例

免除できるケース

免税事業者のインボイス令和5年10月1日以
降、原則NG

6.仕入税額控除の要件

インボイス＋帳簿保存
区分記載請求書保存方式と同様
インボイス保存免除例

3万円未満の交通公共料金、簡易インボイス適用で
入場券のように回収されるもの、適格請求書発行事業者でないものより買い受けるもの、自動販売機
(3万円未満のもの)、郵便ポストによる郵便、出張旅費、宿泊費、日当等、退職手当

7. 税額計算方法の変更

計算の種類

仕入税額

1. 総額割戻方式
2. 帳簿積上方式
3. 請求書等積上方式（原則）

売上税額

1. 総額割戻方式（原則）
 2. 適格請求書積上方式
- 2の場合仕入税額1は付加

9.登録取消、変更

適格請求書発行事業者取消

課税事業年度末日30日前

翌事業年度より

課税事業年度末30日以内

翌々事業年度より

免税事業者になる場合には課税事業者選択不適用届の提出が必要になる。

10.免税事業者の準備

取引に問題を生じないか検討

簡易課税の検討

経過措置

令和5年10月1日～令和8年9月30日 80%

令和8年10月1日～令和11年9月30日 50%